

農林水産業・食品産業の現場の
新たな作業安全対策に関する有識者会議
(第2回)

農林水産省大臣官房政策課

農林水産業・食品産業の現場の新たな作業安全対策に関する有識者会議（第2回）

日時：令和2年6月2日（火）13：00～14：57

議 事 次 第

1. 開会・挨拶

2. 農林水産省から説明

- (1) 「今後取り扱う論点」及び作業安全対策への取組状況について（資料2）
- (2) シンポジウムの開催結果について（資料3）
- (3) 平成30年に発生した農作業死亡事故の概要について（資料4）

3. 議論

- (1) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（仮称）」の策定と活用方針等について（資料5）
- (2) 自由討議

4. 閉会

午後1時00分 開会

○山口大臣官房政策課長 それでは、ただいまより、第2回農林水産業・食品産業の現場の新たな作業安全対策に関する有識者会議をオンラインにより開催いたします。

司会を務めます大臣官房政策課長の山口です。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のところをお時間を頂戴し、オンライン会議の設定等にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

まず初めに、末松農林水産事務次官よりご挨拶申し上げます。

○末松事務次官 皆さん、こんにちは。農林水産業・食品産業の現場の新たな作業安全対策に関する有識者会議の開催に当たりまして、ご挨拶させていただきます。

本日は、お忙しい中、こういうウェブ会議という形でご出席いただきまして、誠にありがとうございます。2月に開催いたしました前回の会議ですとか、3月には一部の委員の方にご登壇いただきまして動画配信によるシンポジウムもさせていただきました。皆さんにご協力いただき、ありがとうございました。

その中で、やはり事故をよく分析して対策を講じることですとか、安全対策と経営発展の両立、それから現場と一体となった安全対策など、貴重なご意見をいただいているところであります。今回、そうしたご意見を踏まえて、農林水産省としては、まずはこの分野の全ての従事者の方々が取り組むべき基本的な項目を整理することが必要と考え、農林水産業・食品産業の作業安全のための規範を策定することといたしました。本日は、この規範の案を中心に、忌憚のないご議論を賜ればというふうに思っております。

本会議のご議論により、作業事故の減少と経営発展が車の両輪となって、我が国の農林水産業・食品産業の明るい未来が切り開かれることを期待して、冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○山口大臣官房政策課長 ありがとうございました。

取材の方の写真撮影の方は、ここまでとさせていただきます。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

資料につきましては、事前に担当からお送りさせていただきましたとおり、表紙以降、資料番号1から5及び参考資料が1から3までとなっております。

本日の出席者につきましては、資料1の出席者一覧、事務方につきましては、次の参考資料をご覧になっていただければと思います。

皆さん、資料の方、問題がある方はチャットの方にお知らせいただければと思いますが、なければ

議事の方に入らせていただきたいと思います。

まず初めに、農林水産省から現状の取組などの説明として浅川総括審議官から、2の(1)、今後取り扱うべき論点及び作業安全対策への取組状況、これは資料2です。あとシンポジウムの開催結果、これは資料3です。あと、平成30年に発生した農作業死亡事故の概要、これは資料4になりますが、これを一括してご説明させていただきたいと思います。

それでは浅川総審、よろしく願いいたします。

○浅川大臣官房総括審議官 総括審議官の浅川です。説明をさせていただきます。

まず、資料2について説明をいたします。

資料2-1ですが、この8つの項目は、第1回の会議の議論を踏まえて、今後作業安全対策を検討していく上での問題意識を取りまとめたものです。この中のいくつかの項目については、この後説明しますが、既に検討に着手しております。今後、作業安全規範を検討していく中で、この問題意識を踏まえて規範の中に反映をさせていく考えであります。

次に、資料2-2をご覧いただきたいと思います。

これまでの有識者会議などで委員から頂戴した主な意見をここに書いてあります。それぞれの内容毎にまとめてあります。

1つは、事故・事例の分析について、多数の事例を典型的に整理することが必要だ。また、ヒヤリ・ハット事例の共有や分析、活用が必要だというご意見をいただきました。

また、現場の取組については、ルールをしっかり作って共有をすることが大事だ。また、従業者自身の気付きや自主的な取組を促していくことの重要性といったことについてご意見をいただきました。また、経営者については、経営者自身の意識の改革が必要だということや、安全や経営、これは同時に改善していくという姿勢が重要なんだというご意見をいただいております。

また、研修や意識の啓発については、安全確保のための器具を仮に作ったとしても、人が活用しなければ意味がないという趣旨で、人に対するアプローチが大事だというご意見をいただいておりますし、また、ヒヤリ・ハットなどの体感教育や事故経験の共有というのも効果的ではないかというご意見をいただいております。

また、技術や作業機械などについては、スマート技術の導入は、この安全対策という面でも寄与するのではないかということ、また、高齢者対策にも有効ではないかというご意見をいただいておりますし、安全を買うという意識や行動の変容を促すためにも、この安全という面を取り入れた製品を市場において示せるようにすべきだというご意見などをいただいております。

また、その他の意見としては、補助事業の要件として、この安全対策というのを設定することで、

安全対策の取組を促していくのが必要ではないかというご意見や、基本的な情報の収集分析や研修といったことは恒常的な取組として続けていくべきだというご意見をいただいております。

次の資料は、いただいたご意見や、また論点なども踏まえて、既に着手をしていることについてご説明をしたいと思います。

まず予算についてです。資料2-3の1ページ目なんですけれども、令和2年度の農林水産省が講じることにしております予算をここに並べております。全体で6億円弱の予算を措置しておりますが、そのうちの1番、この1億5,000万の部分が新しい部分になります。

そして、この1億5,000万の内容を記したのが次のページになります。

この作業安全対策については、一番左の青い枠の中にありますいくつかの課題がございます。これを解決していく上で、真ん中のオレンジの枠にあります5つの方向性というのを念頭に置きまして予算を構成しております。

具体的な予算の内容としては、一番右になりますけれども、事故実態などの徹底的な調査や分析、また優良事例の調査、また労災保険の加入促進に係る課題の把握や優良事例の調査、また安全フレーム等の利用実態調査、それから情報発信、また新技術等の現場実装に係る実証といったことを行うという内容になっております。この事業を活用して、これまで我々が講じてきた対策の中でも不十分だった部分や、少し浅い部分について、しっかりと検証、深掘りをして、今後の政策に生かしていきたいと考えているところであります。

次に、資料2-4をご覧くださいと思います。令和2年度の補助事業などにおけるクロスコンプライアンスについてということでご説明をしたいと思います。

農水省においては、現場における具体的な作業安全対策の取組や、事業者の意識向上を図るために、補助事業を実施する際に作業安全に係る要件設定を進めているところです。

左下の表をご覧くださいと思いますが、令和2年度に実施している事業のうち、いろいろな分野の合計で53の事業で、この作業安全に係る要件を設けております。このうち32が、今年度から新たに要件を設けたものであります。

また、1つの事業において複数の要件を設けていることもありますので、要件の数で出したのが表の右の方になりますけれども、本年度においては87の要件を設定しております。これは昨年度から倍増しているということで、このクロスコンプライアンスの取組を広げてきているところであります。

また、具体的な要件の内容が次のページになります。

左下の3という表をご覧くださいと思いますが、この要件の強さといいますか、水準といいますか、レベルというのはいくつかありまして、これが表の濃い青いところに書いてあります。例えば、

事業の実施に当たって必ず安全対策を実施して下さいと義務付けるもの、また、実施に努めて下さいという努力義務といったもの、また、安全対策を実施していれば優先して事業が採択されますよという採択時の優遇といった、それぞれの事業の目的に応じた強さの要件をかけているところでもあります。

また、要件の内容が、この縦の各項目に書いてありますけれども、一般的に作業安全確保対策を講じることという要件設定もあるわけですが、具体的にGAP等の認証取得や安全診断の取組を要件とするもの、また、過去一定期間に死亡災害が発生していないという、そういう実績を求めるもの、また、研修会などの実施を要件とするものなど、各事業に応じた、また事業対象者に合わせた要件が設けられているところでもあります。これがクロスコンプライアンスの状況です。

それから、次の資料3をご覧くださいと思います。

資料3は、さきの3月17日に行いましたシンポジウムに係る資料になります。前回の会議でシンポジウムを開催するという事でお知らせをしましたが、その後、コロナウイルスの関係で、シンポジウムという形を動画収録の形で行いました。その概要がこの資料3になっています。

シンポジウムですけれども、当省の末松次官の他、株式会社クボタの木股会長、この会議にもご出席いただいております梅崎先生や大吉さん、吉田さんにもご登壇いただきまして、それぞれの取組についてご講演をいただいた他、今後の安全対策の推進について対談を行いました。対談においては、専門家である梅崎先生から、効果的な対策を講じていくための情報収集や分析の在り方、また農機メーカーの木股会長からは、農業機関の設計・開発段階における安全対策の取組や、スマート農業推進の安全対策上の意義といったこと、また、現場で安全対策に取り組んでおられる大吉さんや吉田さんからは、経営者から現場作業員まで当事者として同じ認識で対策に取り組むことや、ヒヤリ・ハット事例を共有することの大切さ、安全対策に粘り強く取り組むことで経営面との両立も可能になってくるといったことなど、大変貴重なお話を伺うことができました。

動画は農水省のホームページに掲載しておりますので、委員各位の他、関係の事業者の皆様にも是非ご覧くださいと思います。

次の資料4でございますが、平成30年に発生した農作業死亡事故の概要ということです。この調査結果は、先月取りまとめて公表いたしました。

まず1枚目ですけれども、左側の棒グラフをご覧くださいなのですが、平成30年の農作業事故の死亡者数ですが、274人となりました。昭和46年に調査を開始して以降最小となりましたが、年齢別に見ますと、65歳以上の高齢者が237人、うち80歳以上は144人となっており、高齢者の比率は調査開始以降最も高くなるという結果になりました。

また、右側のグラフ、就業人口の10万人当たりで見ますと、農業の死亡者数15.6人となっております

して、建設業など他産業との差は依然として大きいままになっています。ただ、65歳未満について見ると、下の方に細いグラフになっておりますけれども、農業であっても6.7人ということで、建設業とほぼ同じ水準になっているということでございます。つまり、65歳以上の事故が農業の平均死亡者数を引き上げているということが読み取れるわけでございます。

また、次のページをご覧くださいなのですが、事故要因別に見ますと、機械事故、施設事故、それ以外の事故のうち機械事故が164人ということで、引き続き最も大きな要因となっております。また、機械事故をもう少し詳しく見てみますと、左側の円グラフのとおり、乗用型トラクターによる事故が73人と最も多くて、このうち圃場や道路での転落・転倒が45人と最も大きくなっております。また、平成30年7月は記録的な猛暑となったということもありまして、右側の表のとおり熱中症の事故が43人、また15.7%という割合になっておりまして、調査以降最大になりました。

以上が平成30年の農業分野の事故の状況になっておりますが、このような現状を踏まえて、事故の防止につながるような実効的な対策につなげていかないといけないと考えております。

私からの説明は以上です。

○山口大臣官房政策課長 ありがとうございます。

それでは、ただいままでの説明につきまして、委員の皆様からご意見ですとかご質問など、ありましたらお受けいたしたいと思っております。

委員の皆様がご発言される場合には、事前にお知らせもしておりますが、まずチャット欄に発言される旨を書き込んでいただきますと、事務局の方で確認してマイクをオンにできるように操作いたします。その上で画面の指示に従いミュートボタンを解除していただければというふうに思います。その後、マイクがオンになりますので、お名前をおっしゃっていただいてからご発言をお願いできればというふうに思います。よろしく申し上げます。

それでは、全中の生部さんからよろしく申し上げます。

○生部委員 前回欠席して大変申し訳ございませんでした。前回会合の様態でありますとかシンポジウムの内容はしっかり勉強して参りました。特にシンポジウムでありました現場からの報告は、映像も拝見した中で非常に示唆に富んでいたんじゃないかなと思います。作業安全への思い、あるいは問題意識は皆さんと共通でございます。不慮の事故で農業からリタイヤを余儀なくされたり仲間を失ったりすることなく、一人でも多くの方が末永く農業に関わり続けて欲しいなと考えています。

そういった中で、後段の規範の議論にも関連します。既に1回目の検討会でも多くの委員からご発言があったようですけれども、関連して発言をお許しいただきたいと思っております。3点ございます。

1点目でございます。総括審議官がご説明いただきました資料2のシリーズの2-2の2ページの

方に、いろいろなご意見が出ております。2つ目のところで現場の取組というところがあって、特に2つ目の丸のところにあります後段の「従事者自身の気付き、自主的な取組を促していく」ことを述べられております。私自身も、今回の対応に当たりましては、自分事としてどう受け止めていくか、意識するかということが最大のポイントなのかなと思っております。資料3のシンポジウム報告のところでも、「関係者全員が当事者として」という見出しがありましたけれども、正にそれだと思っております。

同じく、2-2の2ページの下に行ってもらおうと研修、意識啓発というところがございまして、「体感教育、事故経験の共有は効果的」というコメントがあります。そこも正にそう思います。農水省のつくば研修館の危険体験施設も承知しておりますけれども、JAグループの方でも、全中ではないんですけれども、全国機関の仲間が農作業事故未然防止活動の一環で、今般、農作業事故体験VRというものを作成しました。JAの主催研修会とかイベントの体験会、あるいは組合員農業者訪問の時に体験機会を提供してもらおうとも考えておりますし、チャンスがあれば、是非委員の皆さんにも体験いただきたいなと思っております。

これから議論する中で、これはむしろ専門家の先生方にいろいろとまたご助言をいただきたいなと思っておりますが、同じく2-2のシリーズの4ページのところで、総括審議官から課題ということで、青に括弧で塗りつぶされておりますところの、正に「農林水産業の特殊事情、中小・個人事業者が主体」といったところが、非常にこの対策を進めていく上では悩みとして持っております。とりわけ小規模事業者の対策の推進といったところは、是非ご助言などをこの場でも、いろんな場でまたお願いできればと思います。

少々長くなりましたが、以上です。ありがとうございました。

○山口大臣官房政策課長 ありがとうございました。

それでは、森林総研の上村さん、よろしく願いいたします。

○上村委員 森林総合研究所の上村です。

○上村委員 林業の方では、現場の状況が常に変化します。事業体の活動というよりは、作業者の技量ですとか技能、あるいは個人の判断によって任せられるところが非常に多くなります。そのため、やっぱりヒヤリ・ハットの事例を共有する、また作業者が危険予知の能力を高めるということが非常に重要なんだろうと考えています。

ですので、そういったヒヤリ・ハットの事例の収集、あるいは情報の共有というのを、やっぱり進めていくべきだろうと、私も資料2-2を見て感じております。人それぞれ、作業員が自分の判断をする時の基準といいますか、そういったものをしっかりと持てるような対策を取っていただきたいと

いうふうに思います。

それから、ICT、スマート技術の導入ということなんですが、スマート技術の導入に関しては、やっぱり作業員個人を見守るようなシステムというのが必要なんではないかと思っております。特に林業はネットにつながるような環境が常時確保できません。ですので、そういったネットにつながるような環境を常に使えるような中継器のようなものができる、作業員の見守り、あるいは状況というのをつぶさに判断できるのではないかと思います。

以上です。

○山口大臣官房政策課長 ありがとうございます。

今、お2人からお話がありましたけれども、この点につきまして総審の方から何かございますか。

○浅川大臣官房総括審議官 まず、全中の生部さんからお話がありまして、この当事者意識をいかに持たせるかが大事だということは、私も最初から、この対策を検討する時に思っておりました。特に慣れた人、ベテランの域に入るほど、自分のやり方というのが身に付いてしまって、なかなか安全というところをかえって意識することがなくなっているのかなというふうに思っております。

従って、この次の議題になりますけれども、規範という形で見える化をするようなことで、少しでも意識付けということができればというふうに思っています。提案を今後するわけですが、これ以外にも何かいいアイデアがあれば、むしろいただければありがたいと思っております。

また、ヒヤリ・ハット体験が大事だということで、生部さんと上村さんと両方からいただきましたけれども、これは1回ではなくて、定期的に時々やるということで、体に覚え込ませるということが恐らく大事なのではないかなというふうに思っておりますので、これは、それぞれの現場の経営者の方針にもよるでしょうけれども、具体的な研修を企画する時に、こういうような内容も取り込んでいただければというふうに考えておりますし、また、私どもの水戸の施設でも、このようなことができるプログラムがありますので、ご活用いただければというふうに思っております。

また、全中の生部さんからいただきました、特殊事情に即した対策というのは、また今後、対策を検討する時に皆様方からもご意見をいただきながら、農業、林業、漁業、また関連産業に合った形の安全対策のルール作りを進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○山口大臣官房政策課長 ありがとうございます。

それでは、飛山さん、よろしく申し上げます。

飛山さん、音声が届いておりませんが大丈夫ですか。ちょっと飛山さんの音声が届いておりません。

飛山さん、ちょっと申し訳ありません。音声が届いていないので、またちょっと改めてご発言の

機会をというふうに思います。

それでは、先に高橋さんの方からお願いをいたしたいと思います。

○高橋委員 水工研の高橋です。よろしくお願いします。

先ほど森林総研の上村さんのお話を伺っていて、恐らく状況としては、水産業も非常に似たような感じではないかと感じました。特に沿岸漁業の場合、同じ地域で同じ漁業種類を営んでいても、個々の船の仕組みが少しずつ違っていたり、作業も個々の漁業者がカスタマイズしていたりします。そうすると、個別具体的な作業のバリエーションというのはほぼ無限大に近いぐらいあるということになります。そのような状況では、個別具体的な改善は、当事者が自分でやるしかないということになってくると思います。

一方で、我々がやるべきことは、そういう人たちそれぞれに当事者意識を持っていただくということと、それから、共有や一般化ができる情報を集めて、一般的な改善の仕方というのはこうですよというものを広げていくことではないかと思います。それを受けて現場の人たちは、それぞれの現場で自分たちに合った改善をする、そんな取組の流れになっていくのではないのかというふうに感じています。

以上です。

○山口大臣官房政策課長 ありがとうございます。

それでは、この件につきまして森部長から何かありましたら、よろしくお願いします。

○森水産庁漁政部長 水産庁漁政部長、森でございます。

今、高橋委員の方からありましたとおり、特に沿岸漁業、規模もまちまちでありますし、個別の作業ということで、それぞれの漁業者の方々がそれぞれのこだわりを持って、あるいは逆に同じ場所で漁業をするわけではなくて、それぞれの経験に基づいていろんな場で作業をしていくということが漁業の実態だということでございます。そういった意味では、今、高橋委員が言われたとおり、正に具体的改善は自分でやっていただく。そういう時に当事者意識を持ってもらうこと、一方で共有できるような一般的な改善のやり方というものを共有してもらうといったようなことがあるかと思えます。

前回、1回目の方でも議論がありました、当事者意識を持ってもらうという中で、周りだとか、あるいは家族だとか、あるいは地域の方々にこういう安全意識を高めていただくことが必要だということ、それぞれの漁業者の方にも後押しをしてもらうといったようなことも重要なことではないかなというふうに考えております。

○山口大臣官房政策課長 それでは、先ほどは失礼いたしました。飛山委員と、あと大日本水産会の小林さんにご意見いただいて、それで、時間もありますので、次の部に入りたいと思います。よろし

くお願いします。

それでは、飛山さん、よろしくお願いします。

○飛山委員 先ほど上村先生の発言に関連してなんですけれども、やはり林業の場合、個人の技能に非常に影響されて参ります。ちょっとご紹介なんですけれども、林業団体、ちょっとまとまりまして、林業技能向上センターというのを立ち上げました。国家検定制度でございます技能検定制度の創設に向けて、業界を挙げて取り組んでいるところでございます。

先ほど総審の方からもご発言がございましたけれども、やはりベテランの方の災害も、非常に林業は多うございます。こういった方々にもちゃんと検定を受けていただいて、自分の技能のレベルを個人で理解していただくということが大切だろうというふうに思っております。

それとあと、ご説明の中でクロスコンプライアンスの話が出ました。安全対策について要件化するという事は、これは林業の場合、非常にたくさんやっているわけなんですけれども、やはり災害を減らしていくという意味では、この要件化というのは非常に歓迎すべきところだと思っております。

あと、それと、安全対策と規範との関係ですね。ちょっとこの辺がよくまだ理解できないところもありますので、これは次の課題ということだろうと思っておりますので、またその時にご発言させていただければと思います。

以上です。

○山口大臣官房政策課長 ありがとうございます。

それでは、小林さん、よろしくお願いします。

○小林委員 ありがとうございます。小林です。

現場での取組が重要というお話が出てきておりますが、正に私ども水産業界、先ほど浅川総括審議官の方からご説明いただいた予算の中で、漁業労働安全確保ということで、現場での安全講習会ですとか安全指導の取組などを行っております。これを今後も続けていきたいと思っております。

○山口大臣官房政策課長 ありがとうございます。

それでは、すみません。他にも発言されたい方、大勢いらっしゃると思いますが、時間の都合もありますので、次の部に入らせていただきたいと思います。

それでは、本日皆様方にご意見を頂戴したい件につきまして、農林水産省の方からご説明させていただきたいと思います。

まず3の(1)、これは資料5-1になります。これは仮称でございますが、農林水産業・食品産業の作業安全のための規範の策定と活用方針につきまして、浅川総審の方からご説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○浅川大臣官房総括審議官 では、資料5に沿って説明をさせていただきたいと思います。

それぞれの業種の職場での事故を減らしていくためには、先ほどもご意見で出ていましたけれども、いろいろな状況にある現場の全ての事業者の皆さんに必要な取組を実施していただく必要があると考えております。また、農林水産業や関連産業においては、小規模な事業者の方も少なくないということで、これらの方にも安全対策に取り組んでいただくためには、小規模な事業者の方を構成員とする各団体の皆さんにもしっかりと後押しをしていただくなど、団体の果たすべき役割というのも大きいと考えております。

このため、今回ご提案しますのは、全ての事業者や事業者団体が取り組むべき事項を整理して、まず共通の認識を作るための作業安全のための規範を作りたいというふうに考えています。具体的には、各業種に共通するような基本的な考え方を共通の規範として、できるだけシンプルな形で作るということ、次に、共通の規範を具体的な取組としてブレークダウンした個別規範というのを業種毎に作ろうと考えております。そして、この共通規範や個別規範というのは、個別の事業者向けのもの、事業者団体向けのをそれぞれ策定するという考えでございます。

この資料5-1の1のスケジュールのところをご覧いただきたいと思うんですけれども、本日の会議では、この共通規範の案を提示いたしますので、これについてご意見をいただきまして、それを踏まえて、できれば次回の会議で固めていきたいと考えております。また、個別の規範については、本日たたき台ということをお示しいたしますので、例えば現場での取組などを踏まえて、皆様方からご意見をいただきたいと考えております。本日いただいた意見を基に、各業種毎の個別規範に反映をさせて、今後、個別規範の内容というのを決めていきたいと考えております。

2番の活用方針ですけれども、この規範をどういうふうにするのかということですが、

まず1点目としては、現場で安全対策のスローガンといった形で掲げていただく形にしたいということや、個別具体的な内容を列挙した個別規範については、ある意味チェックシートのような形で、各現場における安全対策のための日々の活動や従業員の認識の再点検などに活用していただきたいというふうに考えています。

それから、2番目としてクロスコンプライアンスです。既にこの取組は省として行っているわけですが、今後、この規範の考え方に基づいて、更に幅広い事業において安全対策の実施を要件に設定していきたいと考えております。その考え方ですが、規範中、どの項目のどの内容の実施をどのように要件化するかというのは、それぞれの事業の目的や対象者などなど違いがありますので、それぞれの事業を企画立案する担当のところ個別に判断をするという形で、何らかの形で要件を設定したいということでございます。

それから、3番目としては、現場の実態の把握というのに使いたいなど我々は考えております。いろいろな特殊事情がある、また状況もいろいろ異なる業界を対象に対策を講じるわけですので、実態がまず詳しく分からないと、次の対策につながらないという問題意識を持っております。従いまして、補助事業などを執行する際に、この対象者の方に、この個別規範の取組状況というのを記入してもらいまして、それを収集いたします。そして、それを分析した上で、今後の施策の検証や個別具体的な企画立案というものに我々として生かしていきたいと、使い道としては、このようなことを考えております。

そして、次のページが共通規範の案でございます。これは個別事業者向けと事業者団体向けと2つに分かれております。それぞれの趣旨についてご説明をしたいと思います。

まず、個別経営体向けの(1)作業安全は全てに優先するということですが、これは、これまでもご意見をいただきましたけれども、経営者として経営改善や発展のための生産性の向上や経営コストの削減という取組に先立って、この安全対策というのを第一に講ずべきであるという趣旨でございます。

それから、(2)ですけれども、これも経営者として、収益改善策とのジレンマというのが一時的に、この安全対策というのは生じる可能性がありますけれども、長期的に見れば、働く人などの経営資源を守り、経営安定のために不可欠であるということを肝に銘じる必要があると思って(2)を書きました。

それから、(3)と(4)は具体的な内容になります。(3)は、働く人や環境整備によって事故を未然に防ぐために必要な取組を5つ列挙してあります。それから(4)は、(3)の対策を講じたとしても、事故の発生リスクはゼロにはならないということで、被害の最小化、事業の継続を図るための措置をあらかじめ講じておくことも必要なことであると考えて、(4)に3つまとめました。

この(1)から(4)、全てを体現してこそ経営体として健康で長生きするための経営の基礎条件が整うと考えております。

また、次に事業者団体向けですけれども、冒頭ご説明したように、小規模な経営体が多い業界ですので、これを取りまとめる団体の役割というのも重要だと考えております。そのため、この事業者団体向けの規範というのを設けております。

(1)は個別経営体向けと共通いたします。

(2)ですけれども、これも個別経営体向けの(2)と共通いたしますけれども、もう少し業界全体で考えていただきましても、この作業安全を確保することが業界全体での人材の確保や生産基盤の強化につながるということを明示しております。

それから、(3)と(4)ですが、これはそれぞれ個別経営体向けの(3)と(4)に相当するものでして、中小零細な経営体、また知識もなかなかそろっていない経営体というのが多い中で、構成員である、この中小零細な経営体全体の取組が進むような形で、団体としては支援をし、底上げを図っていただきたいということで、(3)と(4)を記載しております。これが共通規範であります。

それから、次のページが個別規範ということです。これは、共通規範の(3)と(4)の項目毎に具体的な内容、共通規範だけですと何をやっていいのかわからないということもありまして、具体的な内容として考えられるものを列挙してあります。ここに示したものは、各業種それぞれに当てはまりそうな一般的な言葉で書いてありますが、これを更にブレイクダウンをして、今後各業種毎に当てはめて使えるようなものにしていきたいと考えております。

本日は、まだたたき台の段階ですので、委員の皆様からは現場の取組や各業界での取組などを踏まえたご意見をいただきまして、例えば、我が業界では独自の取組としてこういうことが必要なんではないかというご意見、また、逆に、この事項は我が業界には不要であるという、このようなご意見はもとより、今具体的に書いてある中でも、例えば①の4つ目に「資格」と書いてありましたり、②の2つ目に「認証制度」と一般的な言葉で書いてありますけれども、個別業界で資格や認証制度というのがもうかかり決まっているのであれば、それを明示するというような形で、各業界に合ったものに作っていききたいと考えておりますので、今日はできるだけ広いご意見をいただければありがたいと考えております。

以上です。

○山口大臣官房政策課長 ありがとうございます。

それでは、以後は、ここまでの内容を踏まえて自由討議とさせていただきたいと思います。特に資料5でご説明申し上げました作業安全規範につきましては、本日の皆様方のご意見を頂戴して、策定に向けて更に検討を深めて参りたいと思います。何とぞよろしくお願いいたします。

ご意見のある方は忌憚なくご発言いただければと思いますが、大体終了としては、皆様お忙しいところお集まりいただいておりますので、大体今から1時間10分ぐらいを目途で議論させていただければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、味の素の東森さん、よろしくお願いいたします。

○東森委員 それでは、時間もありますので話し始めますが、規範の1番目の「作業安全は全てに優先する」はすばらしい規範だと思いますし、私も全く同感です。そして、私の身近でも、災害が起きると必ず「安全が全てに優先だね」となるのですが、果たして平常時に、「安全は全てに優先する」と皆さん腹落ちして言えるのかと疑問に思いました。

例えば、平常時において、なぜ安全が全てに優先するのか。全てとは一体何かというところが腹落ちしにくいと思います。ですので、なぜ全てに優先するかという問いに答えられないと、この規範というのは有名無実になってしまうと思います。ですので、例えば作業安全と並列に、「作業安全、人命は全てに優先する」の様にすると、人命が全てに優先するというのは万人共通のコンセンサスだと思いますので、なぜと問われた時に答えられるような文言にしておくことと実効性が高まると感じました。

以上です。

○山口大臣官房政策課長 ありがとうございます。

続きまして、上村さん、よろしくお願いいたします。

○上村委員 森林総合研究所の上村です。

クロスコンプライアンスについて一言ちょっと申し上げたいんですが、クロスコンプライアンスで、どちらかというところとあめとむちのような使い方というのは、私はちょっと疑問に思っています。ですので、過去の災害発生事例を原点とするのではなく、今行われている安全活動等を加点するような姿勢で、クロスコンプライアンスの方は運用していただけたらありがたいなと思います。

災害事例が過去にあるからといって採択されないような仕組みを作りますと、ヒヤリ・ハットにしても災害事例にしても、やっぱり表に出したからなくなったり、あるいは、実際に災害事例が起こっているようなところほど、やっぱり補助してあげないといけないという側面もありますので、それは、その補助の内容にもよりますが、あまり過去の災害発生状況を原点とするような運用の仕方は、私はできればやめていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○山口大臣官房政策課長 ありがとうございます。

続きまして、高橋さん、よろしくお願いいたします。

○高橋委員 水産工学研究所の高橋です。よろしくお願いいたします。

1つ気になったのは、規範というわけではないんですが、例えば労働安全に対する啓発マニュアル的なもの、リーフレットの的なものというのは、これまでに全くなかったわけではありません。例えば、厚生労働省さんはいろいろなマニュアル的なものを作られて、webサイトで公開されています。漁業・水産関係では、先ほど小林委員の方からお話がありましたように、水産庁の補助事業で実施している講習会の資料中に、現場が安全な環境になっているかを確認するチェックリストがあつて、漁業者の方にチェックリストを使って自分の漁船を点検してもらっています。で先例のようなものがたくさんあるわけです。

今回、この事業の取組として規範を出されるということですが、せっかく農水省さん主導で進めら

れるので、必ずしも他のものとかぶってはいけないということではありませんが、農水省さんが出す意義のあるものにしていただきたいと思っています。農林水産業や、食品産業で働く人が見るスタンダードになるものを作り上げていくというイメージを持って進めると良いのではないのかとに思いました。

以上です。

○山口大臣官房政策課長 それでは、梅崎さん、よろしくお願いします。

○梅崎委員 私は、この規範を是非作っていただければという立場から、ちょっと発言をしたいというふうに思います。

これは釈迦に説法なんですけれども、今、労働災害は全国で大体死亡者1,000人ぐらいが年間で起きています。それに対して、やはり農林水産は、先ほどお話がありましたように、年間300人弱の死亡災害というのがやはり起きているということで、この300件前後の死亡災害をどう減らしていこうかというふうに考えた時に、実はやはりこれは規範とか、こういう皆さん、共通認識になるように、共通規範、それと個別規範を早急に整備するということが、やはり一番重要ではないかというふうに思っています。

ちなみに、私どもは労働安全衛生法というのが一番関係する法律なんですけれども、この法律ができたのが昭和47年なんですけど、実は労働安全衛生法ができてから、労働災害というものは本当に半減しました。やはり同じように規範と言えるような形で一定のルールができることによって、やはりそれなりに災害防止効果というものが期待できるというふうに思います。是非この規範というものを早急に整備していただければと思います。

できれば、これは私個人の勝手な希望なんですけれども、本当は法律に近いようなものにしていただければ、本当に農業で働く人にとっても安全を確保する上でいいかと思うんですが、まずは規範として共通規範、個別規範というところから始めるというのが一番いいんじゃないかなというふうに思いますね。

もう一点は、ちょっと簡単に申し上げますと、先ほどクロスコンプライアンスということで話があったと思うんですが、私はこれには、補助事業者等の実施プラス作業安全に関する要件がクロスコンプライアンスだと思うんですけれども、私はここに作業安全に設備安全も加えて、できればトリプルコンプライアンスという形でやっていただくと非常に現場の安全性が高まるんじゃないかなというふうに考えています。ですから、今、作業安全という言葉がキーワードになっているんですけれども、それプラス、これはやはり設備安全は非常にお金がかかるので大変かと思っておりますけれども、そこプラス設備安全という形で考えていただければというふうに考えておりますので、是非よろしく願い申

し上げます。

以上でございます。

○山口大臣官房政策課長 ありがとうございます。

それでは、ここまでのところで浅川総審からご発言があれば、よろしくお願いします。

○浅川大臣官房総括審議官 まず、味の素の東森さんのご意見ですけれども、人命は全てに優先ということで、確かにそれは共通の心理であると思います。また、いただいたご意見を踏まえて、こちらでも検討を加えていきたいと思います。

それから、上村さんのご意見ですけれども、あめとむちで、むちのように使うのは反対ということでした。前半でご説明したように、事業の内容に応じてポイントを加算して優先的に採択するという形で、これをあめというのか分かりませんが、そういう形で使っている事業もありまして、いずれにしても、事業の趣旨や目指すものといったものに応じて設定をしていきたいというふうに考えております。ですから、中にはむちのように使うものもありますし、ポイント加算という形で設定するものも今後出てくるということでございます。

それから、高橋さんの、もう既に水産庁でチェックリストを示しているというような、たしかそういうことだったと思いますけれども、既にあるものについては、また各業種毎の個別規範を作る際に、このチェックリストの内容と整合性を取って、現場が混乱しないようにすることは大事だと思いますし、また、既に各現場できちんと整備されたものがある、若しくは取組があるというのならば、この個別規範を一律に全ての現場にこれでやれということではなくて、現場に合った形で適宜組み替えてもらって、それを適用するということはあるんだろうと思います。今回作る意味というのは、農水省としてこういうことを求めたい、若しくは考えていますということ各現場に理解をさせていただいて、これに沿ってできればやって下さいという趣旨で示すものでございます。これ以上の取組をやっているのであれば、それはそれでとてもいいことだと思います。

それから、梅崎先生の方から、ルール化が必要だというご意見もいただきましたし、あとクロスコンプライアンスで、ちょっと聞き取りにくかったんですけども、設備の安全というのも入れるべきだということでありました。これは、各補助事業の内容によって、例えば設備を造るようなものに補助するものであれば、また基盤整備といったものであれば、作業環境の安全性という、そういうものを要件にしているものもありますので、こちらについても事業の内容や趣旨に応じて、作業環境という意味での安全性というのも要件にかけていくことも検討したいと考えております。

以上です。

○山口大臣官房政策課長 ありがとうございます。

農水省の方の会場にいらっしゃる他の出席者の皆さんから、何か特にございませんか。よろしいですか。

それでは、引き続き委員の皆様からのご意見を頂戴したいと思います。ちょっと事務局からのお願いとしては、傍聴されている方、こちらの農水省の方にいらっしゃって、その方々に若干聴こえにくくなっておりますので、ご発言される際には、ちょっと申し訳ないんですが、大きめの声でご発言いただければというふうに思います。

それでは、食産センターの田辺さんからよろしくお願いします。

○田辺委員　ご発言の機会をいただいておりますありがとうございます。

農林水産業と食品産業の共通した規範を作るということなんですけれども、私どもの感じとしては、1次産業と食品産業については、規範の範囲というんでしょうか、若干違うのではないかなというのが若干ございます。といいますのも、食品製造の事業所、ほぼ労働安全衛生法の対象になっておりまして、事業所毎に体制を組んで危険分析をして対策を講じ社員教育をすると、そういった対策を講じるとともに、労働基準監督署の監督を受けていると。その他に、新たにプラスアルファとして、この規範というものが示されるということになると、その関係をよく整理していただきたいなというふうに思います。業種毎に作成するということでもありますので、その結果を見て、またいろいろとご意見申し上げる機会があればありがたいなというふうに思っております。

それから、こういった労働安全衛生に基づく様々な制度的な規制であったり、厚生労働省の方にもいろんなヒヤリ・ハットの事例とかを収集・整理して情報提供していただいていると、そういう蓄積もありますので、そういうものをどういうふうに活用して、今ある制度の中で、より労働災害をなくすために何をやる、何をやらないといけないのかということを考えないといけないのかなというふうに思っております。とすると、規範というふうなことなのかどうかですね。優れた取組を共有なりして現場で実践できるような情報提供とか、そういったものも必要になってくるのかなというふうに考えているところでございます。

それから、個別の業種毎のガイドラインが作られるということなんですけれども、食品製造業、今日も味の素からも東森委員が参加していらっしゃいますけれども、そういった大企業から中小初め、一律に論じられないところもあろうかと思っておりますので、そういった点で整理をお願いできたらと思うところでございます。

規範の資料で示されている個別の中身で、事業者団体向けという項目について申し上げたいんですけれども、1次産業の団体の皆さんですと、地方も系統組織もあったりして、加入している会員に対する指導機能というのがあるわけなんですけれども、食品産業の団体について申しますと、そういった指

導機能もありませんし体制もないということでもありますので、現実問題として、構成員の労働作業安全のために具体的に何か支援措置を講じるというのは、情報提供的なものとか、あるいは規範ができた際に、これを業界の中で広げるといったことは十分考えられるわけではありますが、ここに書かれているようなことをそのまま実践するというのは現実的ではないのかなというふうに考えております。

以上です。ありがとうございました。

○山口大臣官房政策課長 どういたしましょう。これにつきましては、浅川総審から一言先にいただいた方がよろしいと思いますが。

○浅川大臣官房総括審議官 第1回の会議の時でもこういうご意見をいただいていたけれども、確かに1次産業と2次産業では取組の進み方と違いますか、そういうものというのは恐らくかなり違うと思います。従いまして、もう既に対応しているから、また、業界として既にもうこれは解決済みだから必要ないというような項目があれば言ういただければ、そこは各業界毎に今後作っていきますので、それを反映された規範を作っていきたいというふうに考えておりますし、また、これまで厚生労働省のいろいろなルールの下にあって、いろんな蓄積を今後活用していくということですので、今回、農水省が各業界にこの規範を示したことを一つのきっかけとして、食品産業自体も、いまだに産業全体から見ればまだ事故率は高いわけですから、今後どのような形で事故を減らしていくかというようなことは、業界の中で一つのきっかけとして話し合っただくことはお願いしたいなというふうに思っております。

また、事業者団体向けの個別規範ですけれども、これはこちらとして考えられる限りのことを書いております。ですから、こちらについても、業界団体として、じゃ、何ができるのかというのを、それこそ当事者意識を持ってよく考えていただいて、またご意見をいただければありがたいと考えているところでございます。

○山口大臣官房政策課長 道野審議官から、何か補足とかありますか。

○道野大臣官房審議官（兼食料産業局） やはり食品製造業の場合、中小企業者といいますか、特に小規模事業者が非常に多いということで、こういった事故の発生も、やはりそういった小規模事業者でかなり発生しているということもあります。また、今、浅川総審がおっしゃったように、食品製造業の場合、他の製造業に比べてやはり発生率が高いということもありますので、やはり啓発であるとか、そういったことも厚生労働省の方とも十分連携を取りながら、更にやっぱり進めていくという観点で、是非食品産業センターさんにもご協力をいただいて進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○山口大臣官房政策課長 ありがとうございます。

それでは、大日本水産会の小林さん、よろしくお願いします。

○小林委員 小林でございます。発言の機会をいただきありがとうございます。

先ほど浅川総括審議官の方からのお話は、先に業界でもう進めているのであれば、それを更にブラッシュアップせよというご意見かと思えます。具体的に申しますと、前回の会議でも発言させていただきましたように、漁業にとりましては、やはり海中転落というのが一番大きな問題でございまして、これらも含めまして船員の災害防止を図るために、国交省系の団体ですけれども、船員災害防止協会というのがありまして、ここには沿岸から沖合、遠洋漁業、全ての団体が参加しておりまして、今回、各規範、個別規範をという話の中に出ています個別の項目、安全対策の責任者や担当者、それからスローガンやポスター、こういったことも全部、こういう船員災害防止協会の下で、我々は、参画して作っておりまして、それをいろいろな形で現場に落とししております。例えば、マグロの水揚げで有名な焼津の漁協さんなんかは、ヒヤリ・ハットの事例なんかをホワイトボードに掲示いたしまして、それから、過去に起こったヒヤリ・ハットの事例を冊子にしまして、それを閲覧できるようにしているですとか、その他いろいろな取組を行っております。

だからといって、もうこれでおしまいというわけではございません。やはり安全は、先ほどありましたように全てに優先するというので、漁業界は、特にそこについては注力していかなければいけないので、今後の個別規範を作る上でも、今やっていることを更にブラッシュアップしていきたいなというふうに思っております。

以上です。ありがとうございます。

○山口大臣官房政策課長 ありがとうございます。

続きまして、小谷さん、よろしくお願いします。

○小谷委員 お願いします。

共通規範の個別経営体の⑤に、事故事例や事例の情報と分析と活用というのがあるんですけども、これが農業の場合、とても重要だなと思っております。規範、ルールブック、作るのは大事なんですけれども、結局、最も事故の多い高齢者の個々の農家は細かいルールブックを読まないだろう、隅々まで行き渡らないだろうと思えます。

それで、いただいている資料でちょっと思っていたのが、資料4の農作業事故の裏側、2ページの方ですね。最も多いのが乗用型トラクターで、圃場・道路での転倒・転落ということなんですけれども、この部分をもっと細かく知りたいなど。実際、ヘルメットしましょうとよく言うんですけども、一人でやっていらっしゃる人で、上司に言われるわけじゃないので、やらない人が実際多いと思うん

ですね。ですから、乗用型トラクターの何が原因で転倒するのか。実際、圃場が多いのか、道路が多いのか。具体的には操作ミスなのか。今、いろんなものが高度化、ハイテク化しているので、高齢者が高度な機能についていけないのか。そういう具体的な場面も洗い出すことが大事だと思います。

それに関して、とにかく安全にしましょうという大きなことは分かっているんですけども、「ブレーキは左足です」とか、「ハンドブレーキを引く」とか、何かそういうキャッチフレーズのように、とにかく最も細かい問題点を洗い出して、「電源をとにかく切りましょう」とか、一言で伝わるところまで落とし込みをしていかないと。大枠は分かるんですけども、減少につなげるために、そういう細かい情報分析と活用というのを改めてお願いします。

以上です。

○山口大臣官房政策課長 ありがとうございます。

それでは、東森さん、よろしくをお願いします。

○東森委員 発言、ご許可いただきましてありがとうございます。

私はこの規範を作るのに大賛成ですし規範（１）番の「全てに優先する」も規範（２）の「経営が継続発展するための要である」もとても重要だと思います。しかし、結局は、これを読んで実践する人たちが、腹落ちして、本当にそのとおり、規範どおり行動するかということが最も重要であろうと思います。

「経営が継続発展するための要」の文は、多分経営者の方に発信している文言になると思うのですが、私が安全の名著だと思っている「安全はトップの生き方で決まる」という本のタイトルの通り、安全はトップやリーダーの行動次第ですので、経営者の方への腹落ちは不可欠です。

例えば、「安全第一」という言葉があります。私は会社に入って、特に実感や腹落ちも無く、それはそうかなと思っていましたが、しばらくたって、「安全第一」というフレーズには続きがあるということを知りました。「安全第一、品質第二、生産第三」と、ようやくそれを聞いた時に腹落ちした記憶があります。なぜ安全第一かというと、比較の対象である品質第二、生産第三に対する優先順位なのです。生産を始める前には、ちゃんと品質を確保できる状態にしておかないと、不良品ばかり出て困りますよと。産業を発達させ、経営を発展させるためには、生産する前に品質を確保しなければならないし、それより前に安全を確保しないと、当然ながら生産が止まってしまうので供給責任も果たせない。そういう意味だったんだと、私はようやくその時に安全第一の意味が腹落ちしました。

ちょっと長くなりましたけれども、何を言いたいかといいますと、この（２）の「経営が継続発展するための要である」についても、なぜと問われた時に、これこれと説明できる準備をととのえておかれると、良い規範になるだろうということです。

以上です。

○山口大臣官房政策課長 ありがとうございます。

それでは、生部さん、よろしくお願いします。

○生部委員 よろしく申し上げます。

味の素の東森さんからもありました、正にこの作業安全というのは命に関わるということなので、ちょっと規範としてできるかどうかというところはあるんですけども、やはりもしやるとすれば、単なるお経のべき論だけではなくて、壁に飾るものではなくて、やっぱり自分事としてもらわなければいけないなと思います。

個別経営体向け、事業者団体向けの正に第一、一丁目一番地のところに作業安全は全てにおいて優先するとあって、命のことを言及するか、あるかと思えますけれども、ちょっと語呂にもいささか難ありかなと思うんですけども、作業安全は全てにおいて優先し、自分事とするみたいなことじゃないかなと思っています。

なぜかという、決してこれ、経営者だけの問題、団体におけるトップの問題だけではなくて、個別経営体であれば従事している一人一人の問題でもあるでしょうし、何かそれぞれの事故なんかがあれば、当然家族は悲しむでしょうし、仲間もそうでありましょうし、もっと言えば地域にとっても大きな損失だということの中では、やはり自分事というのは決して一人だけというところではなくて、全ての人にも関係してくるということをちょっと強調したいなという思いがあったところです。冒頭のところでも申し上げたのが、そういう気持ちもあって申し上げました。

これはちょっと質問なんですけれども、総括審議官の資料のご説明の中で、この安全の状況の中で、直近でいくと熱中症の問題が非常に増えているというところがあって、これはちょっと今、現段階ではマスクを外していますけれども、基本的にコロナ関係で、移動はもちろんですけれども、職場内でもマスクをしています。今、国の農業の対応の事業継続基本的ガイドラインの中でも、例えば屋内作業の場合はマスクを着用しましょうとか、屋外でも複数で作業する場合はマスクを着用というところで、これから非常に熱が籠もると、作業をしていると熱中症というところも当然意識しなければいけないかなと思っています。

いただいた参考資料の3の方で、新技術というところで熱中症対策の事例というのをいくつかご紹介はいただいているわけでありましてけれども、もしお分かりになっている、あるいは検討状況であれば教えていただきたいんですけども、例えば新型コロナ関係の農業継続の観点で、熱中症問題、マスク等々のことを含めて何かご検討しているところがあれば、お聞かせいただければと思います。

以上です。

○山口大臣官房政策課長 ありがとうございます。

それでは、まず浅川総審から、小林さんから始まって、今の生部さんの話までで何かコメントがあれば、よろしくをお願いします。

○浅川大臣官房総括審議官 小林さんからのお話で、ブラッシュアップをしていきたいという話がありまして、是非今回の作業をきっかけにして、また今までの取組を更に高みに上げていただくような取組をお願いしたいと思います。

それから、小谷さんのお話として、転落事故といってもいろいろな要因があるんじゃないかということでございます。今回新しく取った予算で、梅崎先生のご示唆も踏まえまして、典型的な事故例についてもう少し深く調査を試みようというふうに考えている中で、一番多い転落事故というのも調べていきたいと考えております。

ご指摘のように、どういう状況で転落したのかということをもう少し詳細に分析をすることで、ふわっとした解決策ではなくて、つぼを押さえた解決策というのが出てくる可能性があるかもしれないと考えておりまして、そのためにも、この調査でそれを明らかにしていきたいと考えております。

それから、東森さんのご意見についてですけれども、なぜこういう評語にするのかというのが分かるようにした方がいいということですので、少し考えてみたいと思います。

それから、全中の生部さんのご指摘については、すみませんけれども、熱中症対策、お願いします。

○山口大臣官房政策課長 すみません。熱中症の方はもうちょっと待っていて、まず調査の方で。

○鈴木大臣官房生産振興審議官（兼生産局兼政策統括官） 生産振興審議官の鈴木です。

小谷さんから調査の関係、ご指摘をいただきました。まさしく我々も同じ考えでいて、調査を農機メーカーさんとか都道府県のご協力をいただいて、実はけがの分まで含めて、発生した場所とか、その時の機械のいろんな状況とか、描けるのであれば地図というか、発生図みたいなものまで入れた様式をお願いをしているところであります。

それで、ご提供いただいた情報については、革新工学研究センターの方で分析をして、どういうふうに起こった事故というので出しています。実は、死亡事故の方の数は人口動態調査から出していますので、ちょっとこの数と、調査のものというのはちょっと数が合わないんですけれども、ずっと分析の情報の収集の努力を続けています。そういう中では、実は全国共済農業協同組合連合会さんの共済金の支払いデータに基づく情報からも分析というようなことで続けています。関係の皆さんに、そういう点では更にご協力をいただいて、できるだけ多くの点数を集められるように、我々としても今後も取り組んでいきたいというふうに思います。

それと、ワンフレーズで分析をしてということで、これもご指摘をいただきました。そういう点では、ちょっとまだ十分な数の分析でピンポイントに要因を特定するというふうになっていないという部分があるかと思えますけれども、理解をしていただきやすい取組みたいなものについては、春と秋の農作業安全の運動の中で、すみません、参考3の18ページにありますけれども、「ワンチェックワンアクション」とか、「シートベルトしめた?」とか、こういうような形でポイントを決めた形のPRの資料を作りまして取り組んでいます。今後、ご指摘のあったように、きちんと分析をした上で、事故のここのポイントというものがもっとはつきり出るような形で、関係の皆さんと一緒に取り組んでいきたいというふうに思います。

熱中症は、ちょっと今、資料を取り寄せ中ですのでお待ち下さい。

○山口大臣官房政策課長 それでは、先に議事の方を進めたいと思います。

お待たせしました。日吉さんからよろしく願いいたします。

○日吉委員 今回、規範を作るということで、私も是非規範を作っていたきたいと思って……（音声中断）

○山口大臣官房政策課長 日吉さんの声が急に途切れてしまっておりますが、日吉さん、もし聴こえていたら申し訳ないんですが、ちょっと先に吾妻森林組合の吉田さんから発言いただいて、また日吉さんに戻らせていただければと思います。すみません。

それでは、吉田さんの方から先にご発言いただければと思います。

○吉田委員 共通規範なんですけど、大変いい内容だと思います。作業安全は全てに優先するということだと思います。

林業でいいますと、小規模な事業体が非常に多いということです。それと、林業災害を起こしている事業体ほど安全に対する認識が低いということ。私もシンポジウムの中で話をさせていただきましたが、安全を重視すれば生産性は落ちると認識していたのは事実です。また、事業所もそうであったということです。それを認識させることが重大でありまして、どういうふうにするかということだと思います。

補助事業に対するクロスコンプライアンスの中で、優先順位を付けたり、補助金額に差を付けるというようなことで、そういったものを入れていただければどうでしょうか。というのは、そういうことを入れることによって、安全に対する意識が芽生え気付いていただくきっかけになればいいのではないかなと思っておるところです。

それとあと、梅崎先生の話にありましたように設備ですね。特に大きい設備ということではなくてもいいんで、プラスしていただくということも大事なのではないかと思っております。

このVRでヒヤリ・ハット体験を実感していただくというか、体感していただくというのを65歳以上の方を対象にして、そういう県とかの講習会みたいなものを開くということで、自分の運転技術とかを再認識してもらうためのものにならないかなというのは感じていますが、その分析結果とか危険箇所の洗い出しをした後の利用方法として、そういうVRとかを作るというのはいかがかなと思ったので、ちょっと発言させていただきました。いかがでしょうか。

○山口大臣官房政策課長 ありがとうございます。

それでは、今までのご発言を受けて、まず浅川総審の方から何かあればよろしくをお願いします。

○浅川大臣官房総括審議官 日吉さんのおっしゃった、事故時の迅速な対応というのを入れるべきだというご意見をいただきました。共通規範の(4)の②として、事故があった時に、じゃ、速やかな対応策として何をやるのかというのをあらかじめ決めておいて下さいというのを入れたんですが、恐らく日吉さんのおっしゃっているのは、訓練といいますか、事故を想定していろいろな訓練をやった方がいいみたいな、そういうようなことなのかなという気もいたしました。もし違ったら、それはご指摘いただきたいんですが、これを共通規範に入れるのか、具体的な個別規範に入れるのかということとは、もう一度見直してみたいと思います。

それから、東森さんがおっしゃった解説が必要だというのは、確かにこのスローガンだけじゃ、この議論に参加していない人は趣旨がよく分からないと思いますので、外に出す時は、この趣旨といえますか、どういう考え方でこういう一文を設けたんだというのは入れることは必要だと思っております。

それから、大吉さんの、ちょっと前半のご発言が聴こえなかったんですけども、恐らくおっしゃっているのは、分析をした結果を活用する一つのやり方として、このVRといったものを作って、特に高齢者の方に体感してもらったらどうかということだったと思います。これは十分活用の方策として考えられる有力な一つの選択肢であろうと思います。

またご発言があればいただきたいんですけども、全中の生部さんの方から冒頭、このVRを作っていますというお話がありましたので、恐らく高齢者の方の体感訓練というのにも活用されているんじゃないかと思います。

以上です。

○山口大臣官房政策課長 それでは、鈴木さんの方からよろしくをお願いします。

○鈴木大臣官房生産振興審議官（兼生産局兼政策統括官） ありがとうございます。

関係団体と、実は農作業安全の運動をしています。それぞれの団体で、それぞれ持っているいろんな機材とかを活用しながら取り組んでおります。当然ながらヒヤリ・ハットの体験をみんなで共通に

しようというようなことで、アンケートとか、いろんな取組が現場で行われていますが、なかなかそういう点では十分かということになりますと、やはり事故がなかなか減っていないという点で、もっとやはり強化していかなければいけないというふうに我々も考えているところです。そういう点では、今回議論していますような共通の規範、こういうものもてこに、我々としても更に取り組んでいきたいというふうに考えています。

それと、熱中症について、すみません。実は5月26日付で環境省と厚生労働省さんの方から都道府県や特別区の衛生の担当の方へ文書が出されていて、熱中症予防という点でいうと、人と十分な距離を取った上でマスクを外しましょうとかというようなことで、若干今までと変えた、熱中症の視点を入れた取組のものの文書が出ています。これを受けて、今のところ、今日か明日中ぐらいにガイドラインの補足というような形で出させていただこうということで、現在準備中でありまして、全中にもお送りさせていただきますので、現場への周知をお願いをしたいというふうに思います。

あと、我々の方で、これから1か月、実は高温だということで、関東以西は高温対策の技術通知の方を出しましたはずですが、その中でも、実はこの内容を盛り込みまして熱中症対策ということで項目を入れております。県等を通じて現場にきちんと情報が行き渡るように、我々としても努めて参ります。

○森水産庁漁政部長 水産庁でございます。

日吉さんの方からお話のあった件、一つは漁業の事故、海中転落の事故等というのは、起きた現場と、それを助ける人が非常に離れたところにいるということでございまして、正に迅速な対応が重要だということだと思っております。

規範ということでいえば、例えば個別の経営というよりも、事業者団体において何かあった時の迅速な対応をあらかじめきちんと決めておく、実際に動くようにしておくというような考え方もあるでしょうし、前回、日吉委員の方からお話があったような、例えば漁業者自身がライフジャケットに発信機みたいなものを付けて、それで海中転落した時に電波を発して、しかるべきところがそれを受け取って助けに行くというような仕組み、実は既に全国一部の地域では、そういう発信機を漁業者の方々に持ってもらって、その受信機を、例えば海上保安庁が一元的に持っていて、すぐに救いに行けるような体制というのを漁業団体と海上保安庁の方で一緒に作っていただいて取り組んでいる事例だとか、あるいはそういった機器もあつたりします。これが規範という中で定めていくことがいいのかどうかは、よく分からないところもありますが、そういった仕組みやシステムみたいなものをどう作り上げていくかといったことも課題であるというふうに考えております。

また、規範の在り方、個別規範の在り方というのは、よくご相談をしながら検討していきたいとい

うふうに思っております。

○山口大臣官房政策課長 ありがとうございます。

大吉さんの発言の関係もありますので、先に全中の生部さんの方からご発言をお願いできればと思います。

○生部委員 全中の生部でございます。ありがとうございました。

残念ながら、全中ではなくて、先ほど鈴木生産振興審議官の方からのご説明がありましたけれども、全共連という、いわゆる共済を扱っているところに作っていただきました。この作成の趣旨は、冒頭の発言でも言わせていただいたんですが、正に起きる前の未然に事故を防いでいこうということのために作った安全啓発資材で、本格的稼働が実は本年度、令和2年度からということでございます。今回、こういう場でご説明することについて了解をいただいたところなんですけれども、いろいろな場面場面に応じて、しっかりとした機器を頭にはめていただくパターンであったり、あるいは、JAの指導員の方とかJAの担当者の方が、スマホとか、そういったものを持って、簡易なこういう眼鏡をかけてもらって体感していただくとか、あるいは、共済連の方ではユーチューブの方でも何か対応しているということがありますので、今日、ちょっと意見も頂戴したので、共済連の方にもいろいろと相談して、多くの方に使っていただけるようなことが可能なのかも含めて相談して参りたいと思います。ありがとうございました。

○山口大臣官房政策課長 ありがとうございます。65歳以上を対象にという話もありましたので、是非全共連の皆様とご相談いただければと思います。

それでは、高橋さん、よろしく願いいたします。

○高橋委員 高橋です。よろしく願いします。

先ほどの東森委員のご発言に若干通じるところがあるかと思いますが、例えば「作業安全は全てに優先する」というのが非常に大事な文言であることは間違いありません。しかし、我々は今、恐らくこの文書をそれほど重要だと思っていない人たちに向けてアピールしていかなければいけない。そういう時に大事になってくるのは、この文言を守ることによってどういういいことが待っているか、逆に守らなかったらどういう恐ろしい未来が待ち受けているのかみたいなところを、もう少し具体的にイメージできるような情報があるといいのではないかと思います。

これは私自身、講習会などで取り組んでいることなんですけど、例えば安全に気を付けて怪我なく働き続けられるとあなたの生涯収入は上がるかもしれませんよ、という話ですとか、逆に、にライフジャケットをしていない状態で海中転落して亡くなってしまうと自分の身の回りの人たちにどれだけ迷惑をかけるか、という話も、あえて、具体的に話したりします。

今回の規範にも少し、その先のイメージができるような情報を補足してあげればいいのではないかと
思います。

以上です。

○山口大臣官房政策課長 ありがとうございます。

続きまして、砂田さん、よろしく願いいたします。

○砂田委員 すみません。今日初めて発言させていただきます砂田です。

この作業安全のための規範というのを作ろうというのは、私も大賛成でして、是非こういうものを
作成して、それに向かっていきたいと、こういうふう思うんですけども、やっぱり企業の場合、
それぞれの会社さんの規模であったり、あるいはそれぞれの会社さんの考えであったりして、この規
範にどの程度向かおうかという、このスキルというのは、やっぱりでこぼこがあると思うんです。こ
ういうものを作って、しかし残念ながら事故が起こってしまった。でも、このルールにのっとって
なかったと、そういった場合、何か企業でも個人でもそうなんですけれども、ペナルティーという
罰則というか、そういうものが、非常にこれは悲しい話ですけども、あれば、よりやっぱりそっ
ちに向かおうとするのではないのかなと、こんなふうに思います。

理念だけで終わってしまっは、最終的には事故をとにかくなくすんだということですので、企業
として少なくとも全員が同じようなレベルでそっちへ向かえればいいなと、こんなふうに考えていま
す。ありがとうございます。

○山口大臣官房政策課長 ありがとうございます。

大体ご発言、一巡したかと思いますが、藤井さんと飛山さんからまだご発言いただいております
ので、まず先に浅川総審に今の委員の皆さんからのコメントをいただいた上で、藤井さんと飛山さん
からコメントがあれば、よろしくお願いします。

○浅川大臣官房総括審議官 高橋さんから、守らないと何が起きるのかということの情報があるとい
いというご意見をいただきました。

おっしゃったように、生涯収入の面ですとか、ご家族を含めて周囲に迷惑がかかるとか、いろいろ
なデメリットはあると思います。どういう形でこれを外へ出していくのかというのは、実は難しいか
なと思いますが、私の今思ったのは、規範という中に入れ込むというよりは、むしろ規範を説明する
前段のところ、こういう安全を守るということがどういう意味を持つのかということ、いい面と
悪い面、両方趣旨ということで書くという形なのかなというふうに思いました。

また、砂田さんからいただいたご意見で、ペナルティーがある意味必要なんではないかということ
でした。

企業の方ですと、例えば労働安全衛生法に基づき、恐らく様々な規制から発生するペナルティーというのは、事故を起こした場合あるかとは思いますが、私どもの農水省としては、そういう手法というか、特に持っておりませんので、この会議の中でもご説明したように、補助事業などをやる時のクロスコンプライアンスという形で、それぞれの事業に応じてペナルティーの強さというのを調整しながら、各事業者さんの意識なり行動を変えていただくということがやれることではないかなというふうに考えているところです。

○山口大臣官房政策課長 それでは、前島林政部長からよろしくお願いします。

○前島林野庁林政部長 林業関係を初めとして、いろいろ貴重なご意見をいただいていると思いますので、何点か私の方からもお話をしたいと思います。

規範の関係でいうと、何人かの方々から、自分事にするのが大事だというご意見をいただいていると思います。自分事にするに当たって、この規範の中にもありますけれども、やはりこのヒヤリ・ハットというのは、非常に自分事として捉えるのにはいい取組になるんだろうと思っています。ただ、その時に、林業もそうですし、もちろん農業もそうなんですけど、個人とか、個人で一人親方的にやっている方々とか、あと小規模でやっている方々、こういった方々だと、自分たちで事例を集めるのが非常に難しいということがありますので、やはりこれを国と団体が中心になって事例をいかに集めるかということが大事になるんだろうというふうに思います。

その上で事例を、何人かの委員の方々から分析が非常に重要だというご意見をいただいております。実は、私も本当にちょっとこれまで不勉強だったと思っておるんですけども、死亡事故については、かなり詳細な状況などが把握できているわけなんですけれども、傷害の事例になると、結局、例えば林業でいえばチェーンソーの作業の中で事故が起きたとか、そういう非常に漠然とした抽象的な理由では事例の把握はできるんですけども、じゃ、具体的にどのようなシチュエーションで、何が原因で、例えば作業員の不注意が原因で、不注意が主な原因でその事故が起きたですとか、又は本当に全くの不慮の事故、不可抗力であったとか、いろんなケースがあろうかと思っておりますけれども、そのような細かい分析に足るような情報がないというのが実態だというふうに承知しております。

ですので、なかなか個々の企業の情報、個人情報の保護というようなことの壁はあろうかと思うんですけども、できる限りの情報開示を、この場をお借りして厚労省さんに検討をお願いしたいというふうに思います。もちろん我々も分析に当たって匿名化を図るとか、そういうことは当然やろうと思っていますので、その範囲で必要な協力をお願いできればと。

また、林野庁としても、林野庁は国有林を抱えておりますので、国有林の中の事例を中心に、より詳細な情報が収集できないかというようなことも考えていきたいというふうに考えております。

また、クロスコンプライアンスをめぐって、いくつか意見をいただきました。基本は、私も上村先生が心配されたように、特に林業の場合、これがために例えば事故の報告がおろそかになる、又は、このために機械化が遅れてしまうというようなことになってしまえば、安全を守るという究極の目的がおろそかになってしまうということになりかねないというふうに思っておりますので、基本は、やはりこのクロスコンプライアンスの導入が安全を考えるきっかけになる、そういう奨励の取組になるようにしていくというのが大事ではないかというふうに考えています。

実際、今年度から高性能林業機械の補助についてクロスコンプライアンスを入れるようにしておりますけれども、正確には昨年度の補正からですが、こちらについては基本的にポイント制ということで、事故を起こしたところについてはプラスのポイントを与えない。きちんと取り組んでいるところにはプラスのポイントを与えるということで、きちんと安全の取組をしていただくように促すような形を取っております。

一方で、緑の雇用のようなものにつきましては、やはりここはしっかり対策を取っていただくということで、ペナルティーと申しますか、過去一定期間の間に事故を起こしたようなところについては補助対象としないというような形で、事業の内容によって使い分けをしていくということが必要なのかなど。また、ペナルティーのように見えるような場合でも、きちんと安全の取組をしっかりとやっている、事故の反省を踏まえて安全の取組をしているような場合に、また戻ってこられるというような道を作るということも大事なのかなというふうに考えております。

また、実際の行動規範の、更に個別規範になっていった時の話ですけれども、食品産業について、田辺さんの方からもご意見がありましたけれども、林業の関係も、かなり労安則をはじめとして労安法の関係の規制がございます。また、団体の方も、林災防という団体の方で様々なチェックリストを作っていたりとかいうふうにしております。ですので、全く重ならないようにという作り方をするというのは、それは逆にいろんなものを見なければいけないというふうになりますので、それがいいとは思いませんけれども、今ある、そういった規則ですとかチェックリスト、こういったようなものをよく分析して、その上で違った視点から、足らざるところを補うというよりは、違った視点からの新しい切り口で、この個別規範を作っていくということが必要になるのかなと思っております。

また、これは規範というよりは、更に具体化したチェックリストのようなものの時に考えるべきことなのかなと思いますけれども、農業の場合には、農業経営をしている方と従事をしている方というのが多くの場合一致するということになろうかと思っておりますけれども、特に林業の場合は、多くの場合、経営者の方ですとか、あとマネジャーみたいな方、又は現場監督をする方がいらっしゃって、その方の指示の下に作業員の方々がいらっしゃるというような実態にあるというふうに思いますので、そう

いった役割に分けた経営者やマネジャー向けのもの、又は主に現場作業をされる方々向けのものというような形で、場面場面で考えていくということが必要になるのかなというふうに思った次第でございます。

○山口大臣官房政策課長 それでは、飛山さん、よろしくお願いします。

○飛山委員 先ほどチェックリストのお話が出ました。今、部長の方からお話しいただいたのと意見は同じでございまして、かなり既に安全対策等を取っている中で、重複するものもございまして、これあたりとの整合性も図っていかないといけないんだろうなというふうに思っております。

あと、個別規範の性格なんですけれども、恐らくこれは個別の事業体に自主的に作成を促すという性格だろうと思います。恐らく林業会の方なんですけれども、先ほど砂田様の方からもお話がありましたとおり、かなりでこぼこがございまして、それから、必ずしも業界に全てが入っているわけではなくて、はみ出ている事業体もかなりございまして。ここは是非行政の方からも指導なり助言をいただければ、仰ぎたいというふうに思っているところでございまして。

以上です。

○山口大臣官房政策課長 ありがとうございます。

本日は、お忙しいところを厚生労働省の安全課長の安達さんにもおいでいただいております。今までの議論を受けて、安達さんからアドバイスなどがあればよろしくお願いたします。

○安達オブザーバー ありがとうございます。厚生労働省安全課の安達でございます。

いくつか厚生労働省関係のお話も出ましたので、何点かお話ししたいと思います。

まず、最後に林野庁さんの方から情報提供といいますか、分析のご協力をということでございましたけれども、私ども、雇用労働者について業務上で、例えばけがですとか病気で休業が4日以上続いた場合には、所轄の監督署に届出を行う制度がございまして、年間大体12万件以上の届出があるわけでございます。そういったデータも是非活用していただきたいと思っております。

私どもの範囲ですと、今回の業種では林業ですとか、食品製造業というのが労働災害防止上の重点業種として取り組んできております。災害の分析ですとか好事例ですとか、あるいはいろんなツールもございまして、場合によってはご活用いただければと思っております。

一方で、例えば今日、農作業のデータを見て、死亡災害が非常に多いなという感じがいたしております。260名ぐらいですと、私どもですというと、建設業とほぼ同じぐらいの死亡災害になっております。建設業の休業4日以上の災害は、これまた約1万5,000名あるということですので、この農作業の死に至らない災害がどれぐらいかなと思ったんですけれども、いずれにしても、先ほど来、こういった農作業の災害を収集・分析するのがやや難しい面もあるというお話もございましたけれども、まずは災

害分析をできるだけ多くすることが対策にもつながりますし、また、先ほど、事業体なのか、農作業の場合は比較的家族経営のところが多いのかもしれませんが、そういったところに今回お作りになる規範というものをどう届けていくかということも、今後の非常に大きな重点かなというふう感じた次第でございます。

以上でございます。

○山口大臣官房政策課長 ありがとうございます。

ほとんど時間的には最後になると思いますが、小谷さんからご発言いただいて、それで取りあえず委員の皆様からのご発言は終わりとさせていただきたいと思います。

それでは、小谷さん、よろしくをお願いします。

○小谷委員 すみません、ありがとうございます。短く。

先ほどはプラスポイントの話もありましたけれども、正に作業安全をなぜ守るかという部分で、ゴールを見せるというようなことができたらいいかなと思いました。VRで具体的に体感してもらおうというのはすごく分かりやすくいいと思いましたが、大吉さんのシンポジウムでGAPの話もあったように、これを守って改善したら経営全体がよくなったというような、いわゆる喜びとかご褒美を見せるということも、この規範にはもしかして盛り込めないかもしれませんが、別添で、なぜ作業安全が大事なのかというゴールを見せる方法も何かあればと思いました。

以上です。

○山口大臣官房政策課長 ありがとうございます。

本当に、委員の皆様には長時間にわたり熱心にご議論いただきまして、誠にありがとうございます。

本日のご議論は、事務局の方でまた整理をさせていただいた上で、再度規範の内容につきまして委員の皆様には忌憚のないご意見を伺えればというふうを考えております。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、最後でございますが、末松次官からお話いただければと思います。

○末松事務次官 今日はありがとうございます。

今、山口課長が申し上げたとおり、貴重なご意見を踏まえて次の作業を進めて参りたいというふうに思います。その上で、個人的に気がついたことをちょっと申し上げたいと思います。

1つは、食品産業についての認識というのは、田辺さんのお話を聞きながら、ちょっと我々と認識のずれがあるのかなというふうに思いました。やはり食を扱う貴重な産業として、また災害がまだ多くて、それをいかに減らしていくかというのは、関係省庁と一緒に我々としても是非力を入れていき

たいと思いますし、業界全体がということで、どういう指導の仕方とか、そういうのがあるのかというの、共に団体としても是非考えていただければというふうに思います。今の状況がよくて、何もしなくていいというふうに団体としてお考えではないと思いますので、是非前向きな対応をお願いしたいというふうに思います。

あと、クロスコンプライアンスの考え方については、今日貴重な意見を伺いまして、いろいろ考えさせられています。最初は、やっぱり事故が起こったら、それがマイナスになるんだと。先ほど、安全第一、品質第二、生産第三という話を伺いながら、国の補助事業みたいなものについて、安全が第一でなくてもそのまま続けられるようなことがあっていいのかという思いを強くしております。まだそれは思っているんですが、今日、総括審議官とか林政部長からお話し申し上げたこともそうですし、お話をいろいろ伺いながら、やり方というのはいろんなやり方、プラスに考える時とマイナスに評価する時というのをうまく組み合わせるのが大切だということは認識していますが、やはり事故を起こすということの、「でも大丈夫じゃないか」とか、そういうことを誤解させるようなことはあまりよくなくて、そこは若干国としては厳しい姿勢を取るべきなのかなとちょっと思っております。今日のいろんなご意見を踏まえながら、担当局でいろいろ議論をしていきたいというふうに思っています。

また、今いただいた意見に限らず、いろいろお気づきになることがあるかと思えます。是非事務局の方にお伝えいただければと思います。

本日は本当に勉強になりました。ありがとうございました。

○山口大臣官房政策課長 ありがとうございました。

それでは、第2回農林水産業・食品産業の現場の新たな作業安全対策に関する有識者会議を終了いたします。

次回の開催につきましては、改めて事務局よりご連絡いたします。よろしく願いいたします。

それでは、委員の皆さん、本日はありがとうございました。

午後2時57分 閉会